

奈良県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、介護機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	指定を辞退した施設又は居宅サービスの種類	辞退年月日
原歯科医院	生駒市真弓一ー一八デ イアコート真弓一階	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和六年七月二十九日